

社会福祉法人欣彰会 高齢者総合福祉施設敬寿園
指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 欣彰会が開設する高齢者総合福祉施設敬寿園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下（事業）という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所生活介護、（介護予防にあっては指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人権を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の職員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防短期入所介護の運営の方針)

- 第3条 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 高齢者総合福祉施設 敬寿園
- 二 所在地 埼玉県さいたま市見沼区大字片柳1298番地
- 三 定員 100名 内短期入所18名

(事業所の職員の職種、定数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（特養員数含む）

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名以上
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- 四 看護職員 3名以上 (1名機能訓練指導員兼務)
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う
- 五 介護職員 31名以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 管理栄養士 1名(常勤)
管理栄養士は、利用者の栄養管理、調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1名(常勤(看護職兼務))
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 調理員 5名以上(業務委託)
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 九 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 四日間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 職員は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 七 入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入所者の行動を制限する行為は行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束が必要と判断した場合には、本人またはご家族に対して十分な説明を行い、同意を得てから対応する。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第7条 管理者は、四日間以上にわたり継続して入所する利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(事業の利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬上告示の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、低所得者に対しては、国等の指針に従い減免等の処置を講じる。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 滞在費 1日あたり 多床室915円 個室1,231円
特定入所者に関する基準費用額及び負担限度額 国の基準による
- 二 食費 朝食 440円
昼食 620円
夕食 500円
特定入所者に関する基準費用額及び負担限度額 国の基準による
- 三 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
- 四 日常生活費、教養娯楽費等 教養娯楽費 150円（1日あたり）
日常生活費 150円（1日あたり）

項目	金額	備考
日常生活費	150円/日	紙ティッシュ、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤、タオル、バスタオル、カミソリ、化粧品等
教養娯楽費	150円/日	華道活動、習字、園芸、折り紙、喫茶、アロマセラピー、絵手紙、行事等の材料費

これらの費用につきましては、個々人の好みや愛着などがありますので、ご本人またはご家族の方がその都度購入し、施設にお持ちになることが原則であります。しかし、施設にその代行をご依頼されることも可能です。契約時にご判断いただきます。

四 理美容代 実費

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、さいたま市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(身体拘束について)

第11条 入所者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束が必要と判断した場合には、本人またはご家族に対して十分な説明を行い、同意を得てから対応するものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止策のために、次の措置を講じるものとします。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策について)

第13条 施設は、法人で定められた規定・方針に基づき、ハラスメントの予防及び対策を行うものとする。

- 一 法人で定められた規定及び方針について、職員へ周知・啓発を行う。
- 二 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(緊急時における対応方法)

第14条 職員は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第15条 職員は、サービス提供時に事故が発生した場合には、事故対応マニュアルに従い、ご家族、市区町村関係医療機関へ速やかに連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

- 一 事故状況及び事故に際してとった措置について記録を講じるものとする。
- 二 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 三 事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から事故報告書を作成し、分析を通じた改善策を施設職員に対して周知を図る。
- 四 職員に対する事故発生防止の為、研修の実施・指針の整備・委員会を開催する。
- 五 組織的な安全対策体制の整備・事故発生防止の為、安全対策担当者を配置する。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、消防法等の規定に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業継続計画を策定し、定期的に研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行うものとする。
- 一 事業継続計画は以下の2つの事態に対応するものとする。
 - ア 非常災害時
 - イ 感染症蔓延時

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修を、採用1か月以内に行う。

二 採用後研修を、年1回以上実施する。

2 秘密の保持

一 職員は、個人情報保護法等に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 正当な理由なく、短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人欣彰会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成13年 9月1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。(行政区分変更による住所表記変更)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成19年 6月1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成20年 7月1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、平成25年 2月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、平成27年 4月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、平成27年 8月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、平成28年 10月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、令和 1年 10月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、令和 3年 8月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、令和 5年 4月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、令和 6年 8月1日から施行する。(一部変更)

この規定は、令和 7年 4月1日から施行する。(一部変更)